

<計算例>

家族構成 夫 収入 240万円 (①所得証明書等で確認)

妻 収入 135万円 (①所得証明書等で確認)

子ども3人 (12歳、9歳、3歳)

家賃 8万円/月

② 世帯収入 = 240万円 + 135万円 = 375万円

③ 年間の家賃総額 = 8万円 × 12 = 96万円

④ 家賃負担率 = ③ 96万円 ÷ ② 375万円 = 25.6%

⑤ 高家賃負担率 (36.7%) と家賃負担率 (④で算出) の比較 36.7% > 25.6%

⇒ 上記世帯の家賃負担率25.6%は高家賃負担率36.7%を上回っているため、

高家賃負担率未滿となる

④ 区分判定

これまでの結果から、**要支援世帯 (1) ~ (4) 又は支援世帯 (A) (B) のどの区分**に該当するかを判定します。(18 ページ「要支援世帯・支援世帯の考え方」を参照)

<計算例>

家族構成 夫 収入 240万円 (所得160万円)

妻 収入 135万円 (所得 80万円)

子ども3人 (12歳、9歳、3歳)

現在の住宅面積 45㎡

家賃 8万円/月

① 政令月収 5.7万円 ⇒ **123,000円以下** (17 ページ<<計算例>>参照)

② 居住面積 [現在の住宅面積 45㎡] < [最低居住面積 49.875㎡]

⇒ **最低居住面積未滿** (20 ページ<<計算例>>参照)

③ 家賃負担率 [高家賃負担率 36.7%] > [家賃負担率 25.6%]

⇒ **高家賃負担率未滿** (22 ページ<<計算例>>参照)

① 政令月収 <<123,000円以下の世帯>>

③ 家賃負担率		② 居住面積	
		最低居住面積	
		未滿	以上
高家賃 負担率	未滿	要支援世帯 (1)	支援世帯 (A)
	以上		要支援世帯 (2)

⇒ 当該世帯の判定区分は、**要支援世帯 (1)**ということになります。